

○九州地方整備局告示第 8 1 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年七月六日

九州地方整備局長 藤巻 浩之

第 1 起業者の名称 熊本県

第 2 事業の種類 県道大津植木線改築工事（辻久保バイパス・熊本県合志市合生字東沖野地内から同市御代志字駄飼場地内まで）

第 3 起業地

- 1 収用の部分 熊本県合志市合生字東沖野及び字西沖野並びに御代志字駄飼場地内
- 2 使用の部分 熊本県合志市合生字西沖野地内

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

「県道大津植木線改築工事（辻久保バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、熊本県合志市栄字上生道地内から同市野々島字永田地内までの延長 3,480m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

県道大津植木線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条の規定により熊本県知事が県道に認定した路線であり、同法第 15 条の規定により熊本県が道路管理者となること、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である熊本県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、熊本県菊池郡大津町を起点とし、熊本市に至る延長約 24.4 km の幹線道路である。

本路線は、一般国道 325 号、同 387 号及び高速自動車国道九州縦貫自動車道北熊本スマートインターチェンジと接続し、周辺には、公共施設をはじめ、工業団地、病院、店舗、住家等が存在していることから、物流等の通過交通に利用されているほか、地域住民における通勤、通学等の日常生活をはじめ、農業、商工業等の経済活動に貢献している。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、周辺に店舗、公共施設、住家等が存在していることから、地域住民による地域内交通と物流等の通過交通がふくそうし、慢性的な交通渋滞が発生している。

令和 3 年 2 月に起業者が実施した渋滞状況調査によると、現道の辻久保交差点（熊本市方面）において最大渋滞長 800m、最大通過時間約 13 分が確認されている。

また、現道は、熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成 25 年熊本県条例第 25 号。以下「条例」という。）に定める車道幅員、最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない区間が存在することから、大型車相互のすれ違いに支障をきたすなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通渋滞の緩和が図られるとともに、線形等の良好な 2 車線道路が整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和 4 年 2 月に同法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については、環境基準等を満足するとされており、騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、低騒音（排水性）舗装の敷設により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種として掲載されているハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧 I A 類として掲載されて

いるバラタナゴ属（ニッポンバラタナゴとして選定）、絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等、準絶滅危惧として掲載されているオオタカ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンラン等、準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、オオタカ及びサシバについては、営巣が確認されたことから、低騒音型建設機械を使用することなどにより影響は小さいと予測されていることから、起業者はこれらの保全措置を講ずることとしている。その他の種については、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 2 か所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、条例による第 3 種第 2 級の規格に基づく 2 車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である南側バイパス案、現道拡幅案及び北側バイパス一部現道拡幅案の 3 案による検討が行われている。申請案と他の 2 案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は最も多いものの、移転対象物件が最も少なく、土地利用に与える影響が小さいこと、施行延長が最も短く、工事期間中の現道への影響が小さいことから施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1)で述べたように、現道は慢性的な交通渋滞が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、合志市長を会長とする主要地方道大津植木線バイパス建設促進期成会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 熊本県合志市役所